

労使関係に関する条例施行規則

平成27年 3月30日規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、労使関係に関する条例(平成27年条例第27号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本交渉 次号及び第3号に掲げる交渉以外の交渉をいう。
- (2) 小委員会交渉 交渉の議題のうち特定の分野について事前協議として行う交渉をいう。
- (3) 事務折衝 交渉の対象となる事項に係る細目的事項について事前協議として行う交渉をいう。
- (4) 予備交渉 条例第5条第1項の規定により交渉に必要な事項を取り決めるために行う協議等をいう。

(交渉の申入れ等)

第3条 条例第3条各号に掲げる事項(以下「交渉事項」という。)が生じた場合は、労働組合等(条例第2条に規定する労働組合等をいう。以下同じ。)又は本組合の当局のいずれかが交渉の申入れを行い、予備交渉を経て交渉を行うものとする。

2 本組合の当局は、労働組合等の構成員である職員(条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。)で専従許可(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書(同法附則第5項において準用する場合を含む。))に規定する許可をいう。)を受けている職員以外のもの(次項において「労働組合等の構成員である職員」という。)に対し交渉に関する連絡をとる場合は、当該職員の勤務時間以外の時間に行わなければならない

い。

3 労働組合等の構成員である職員は、本組合の当局に対し交渉に関する連絡をとる場合は、当該職員の勤務時間以外の時間に行わなければならない。

4 交渉又は予備交渉を行う場所の使用に経費を要する場合は、労働組合等及び本組合は、それぞれその半額を負担する。

(管理運営事項についての説明)

第4条 条例第4条第2項ただし書の規定により交渉において必要な範囲内において同項ただし書に規定する管理運営事項(以下「管理運営事項」という。)について説明を行うことができるのは、当該管理運営事項の実施が職員の勤務労働条件に影響を及ぼすため、当該管理運営事項について説明を行うことが本交渉、小委員会交渉及び事務折衝を円滑に進めるために必要であると認められる場合とする。

2 条例第4条第2項ただし書の規定により管理運営事項について説明を行う場合には、当該管理運営事項に関し労働組合等からの意見及び要望を受け付けてはならない。ただし、労働組合等からの質問に対し回答することを妨げない。

(条例第6条第1項の管理者が定める交渉)

第5条 条例第6条第1項の管理者が定める交渉は、小委員会交渉及び事務折衝とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。